

鹿労発基 0410 第 2 号
令和 8 年 4 月 10 日

関係団体の長 殿

鹿 児 島 労 働 局 長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を
改正する政令等（個人事業者等関係）の施行について

労働基準行政の運営につきましては、平素より格別のご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）については、令和 7 年 5 月 14 日に公布され、今般、改正法の一部が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 361 号。以下「整備政令」という。）が令和 7 年 10 月 31 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 3 号。以下「整備省令」という。）が令和 8 年 1 月 20 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 44 号。以下「整理告示」という。）が令和 8 年 2 月 20 日にそれぞれ公布され、いずれも令和 8 年 4 月 1 日に施行又は適用されることとなっています。

これを踏まえ、改正法、整備政令、整備省令及び整理告示のうち、個人事業者等関係部分について、今回の改正に係る趣旨及び考え方並びに措置義務主体が講ずべき具体的実施事項等を整理した施行通達を、別添のとおり作成しました。

つきましては、貴団体におかれましても、改正法等の内容についてご理解いただくとともに、会員の皆様等において適切な対応が図られるよう、周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

【担当：労働基準部健康安全課】